



技能実習適正化支援センター（TITSC）の渡邊です。

技能実習生が日本滞在中に一番緊張する瞬間は、いつだと思いますか。それは技能検定試験を受検するときかもしれません。なぜなら、この試験に不合格になると最悪の場合、本国に帰国する必要があるからです。そんなに人生のかかった試験なら、他の試験を受験するよりも緊張して当然かもしれません。12月号は、技能実習生ならば全員が通る道である、この「技能検定試験」が与える意味や内容について解説します。

## 1. 技能検定試験の意味

単に日本に働きに来ることが目的の制度であれば、試験は必要ありません。この試験の存在は、技能実習制度の趣旨の根幹を支えるものです。試験に合格することで、技術・技能等を習得したと評価されるからです。したがって、日本に技術・技能等を学びに来る制度である技能実習制度にとって、技能検定試験の意味はとても大きいです。これがなくなると制度が成り立たないと言っても過言ではないかもしれません。つまり、技能実習生は試験に合格することで、日本で技術・技能等を習得したことが担保されています。技能実習生は単なる労働力ではないと主張できる根拠がそこにはあります。

技能実習は、技能実習計画に基づいて行われます。そして、その実習計画は、実は技能検定試験の試験実施要領を基にモデル計画が作成されています。つまり、技能検定試験に合格するために学ぶべきことを網羅したモデル計画となっています。基礎から応用へ1年を通じて計画され、安全衛生教育や必須機材などは試験実施要領と連動し、計画に反映されています。したがって、技能検定試験は技能実習そのものとも考えられ、その意味はとても大きいです。

## 2. 技能検定試験の内容

技能実習生は1号から3号の合計5年間の滞在中、3回の試験を受検します。技能実習1号修了時は基礎級を受検し、2号修了時は随時3級、3号修了時は随時2級と、日本語を母語としない外国人のためにひらがな併記の試験が準備されています。職種によって、国家検定である技能検定試験の他、民間資格である技能評価試験があります。古典的な職種である普通旋盤や建築大工、電子機器組立てや塗装が技能検定試験で、職種全体の半分弱を占めます。以外の職種が技能評価試験となり、農業関係の全国農業会議所、漁業関係の大日本水産会、紡績運転の日本紡績協会など様々な試験実施団体が存在します。技能評価試験の場合、受験級は初級、専門級、上級と呼ばれます。技能実習制度において技能実習生が受験する試験を必ず「技能検定試験等」と表記するのは、これが理由です。

試験内容は、学科と実技があります。学科は○×形式や多肢選択式で、実技はペーパーテストに代える場合もありま

ですが、ほとんどの職種が実際の作業を伴います。試験予定の半年前に受検申請をすることの意味は、つまり実技試験のため試験の準備に時間を要すためです。試験に使用する機材と場所の手配は、職種によって簡単ではありません。さらに、結果を評価できる検定員を用意することにも課題があります。このような事情から、都道府県によっては試験が実施できず、試験のため近隣都道府県への移動を伴う場合もあります。

### 3. 技能検定試験が求められることの結果

不合格が確定し、本国への帰国を余儀なくする人も少なからず存在するため油断はできません。しかし、再試を含めた基礎級（初級）の技能検定試験等の合格率は 99% 近いです。したがって、技能検定試験等は落とす試験ではないことが分かりますが、実習実施機関の業務と職種に不一致があるとやっかいです。職種に問題がなければ、技能実習生は日々の実習を通じて試験の準備ができます。しかし、不一致があると試験のための勉強をする必要があるからです。いずれにしろ、実習実施機関は何かしらの試験準備をしているので、技能実習制度が単なる労働力の受け入れではなく、技術・技能等の移転に貢献していると言えます。技能検定試験等が存在することのプラス影響は小さくありません。それゆえに、特定技能制度、育成就労制度においても、制度設計において試験が考慮されています。

TITSC は、年末年始、休まず営業中です。お問合せはお気軽に。良いお年をお迎えください！

~~~~~

弊センターは、技能実習制度や入管手続きに詳しい行政書士、社労士による外国人技能実習制度を取扱う専門機関です。行政書士の全国ネットワークを活用した体制を整え、監理団体などの申請手続きを支援します。外国語にも対応できます。

弊センターでは監理団体及び実習実施者に向けさまざまなサービスを提供しております。

手数料一覧は、弊社ホームページをご覧ください。

- 機構計画認定申請と入管申請
- 建設キャリアアップシステム代行申請、建設特定技能受入計画認定申請
- 外部監査
- その他（法的保護講習、各種労務関係手続き支援、相談、特定技能への移行）

~~~~~

技能実習適正化支援センター（Technical Intern Training Support Center）

代表 渡邊 奉勝

〒248-0023 神奈川県鎌倉市極楽寺 1-6-29

TEL/FAX : 045-8787-290 携帯 : 090-4710-3790

E-mail : [info@titsc.org](mailto:info@titsc.org) URL : <http://www.titsc.org/>